第２号様式（その５）（第７条関係）

整　備　基　準　適　合　表（公　園　等（別表第２第６の基準の適用を受けるものを除く。））

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公共的施設（公 園 等）の　名　称 |  | 公共的施設（公 園 等）の所在地 |  |
| 公園等面積 | ㎡ |
|  |
| 整備部分・整備項目 | 整　備　基　準 | 記載図面の名称及び番号 | 整備内容 | 適合状況 | ※判定欄 |
| 1　園 　路（主要な園路は次に定める構造） |
|  | イ　出入口道路又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口 | (ｲ)　有効幅員120㎝以上 |  | （有効幅員）㎝ | 適否 |  |
|  | (ﾛ)　車いす使用者に支障となる段の禁止 | （段差の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  | (ﾊ)　必要に応じて、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | ロ　通路　 | (ｲ)　有効幅員120㎝以上 |  | （有効幅員）㎝ | 適否 |  |
|  | (ﾛ)　表面の仕上げは滑りにくい材料 |  | （仕上げ材） | 適否 |  |
|  | (ﾊ)　縦断勾配4％以下（やむを得ない場合は8％以下） |  | （縦断勾配）％ | 適否 |  |
|  |  | (ﾆ)　歩車道のある通路は、別表第２第３の１のイからヌまでに定める構造 |  |
|  |  | 第３の１のイ～ヌ | 第３の１のイ　有効幅員200cm以上(トンネル、橋りょう部を除く。) |  | （有効幅員）㎝ | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のロ　歩道の車道等に対する高さは5cmを標準 |  | （歩道の高さ）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のハ　歩道と車道等の境界に縁石等を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のニ　横断勾配2％以下 |  | （横断勾配）％ | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のホ　縦断勾配5％以下（やむを得ない場合は8％以下） |  | （縦断勾配）％ | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のヘ　交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差2cm以下 |  | （段差処理） | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のト　ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し、円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。） |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のチ　表面の仕上げは、滑りにくい材料 |  | （仕上げ材） | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のリ　切下げ部へのすりつけ勾配5％以下（やむを得ない場合は8％以下） |  | (すりつけ勾配）　　　　％ | 適否 |  |
|  |  | 第３の１のヌ　歩道内に設ける排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋の設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | (ﾎ)　必要に応じて、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | (ﾍ)　やむを得ず階段又は段を設ける場合は、傾斜路を併設 | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | ハ　階段 | (ｲ)　有効幅員120cm以上 |  | （有効幅員）㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　階段は、別表第２第１の３のイ及びハからホまでに定める構造 |  |
| 第１の３のイ・ハ～ホ | 第１の３のイ　高さ80cm程度の手すりの設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| 第１の３のハ　表面の仕上げは、滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| 第１の３のニ　側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| 第１の３のホ　段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。 | （講じた措置） | 適否 |  |
| (ﾊ)　階段の上端に近接する通路・踊り場に点状ブロック等の設置（段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場は除く。） | （講じた措置） | 適否 |  |
| ニ　傾斜路階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 | (ｲ)　有効幅員120㎝以上（段併設の場合は90㎝以上） |  | （有効幅員）㎝ | 適否 |  |
| (ﾛ)　勾配8％以下 | （勾配） ％ | 適否 |  |
| (ﾊ)　高さ75㎝以内ごとに踏幅150㎝以上の踊り場の設置 | （高さ）　　 ㎝（踏幅） ㎝ | 適否 |  |
| (ﾆ)　両側に立ち上げ等の設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| (ﾎ)　高さ80cm程度の手すりの設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| (ﾍ)　表面の仕上げは滑りにくい材料 | （仕上げ材） | 適否 |  |
| (ﾄ)　傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分に点状ブロック等を設置。ただし、次に定める部分は除く。ａ　勾配5％以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分ｂ　高さ16cm以下、かつ、勾配8％以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分ｃ　傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分 | （講じた措置） | 適否 |  |
| 2　便　　　所（別表第２第１の５の(1)から(4)までに定める構造) |
|  | 第１の５の(1)　多機能便房 | 便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所（多機能便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置 |  | （設置数）　男子用女子用男女兼用 | 適否 |  |
|  |  | イ－1　車いす使用者が利用できる十分な空間（直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保 |  | 内接円の直径　　　　　 ㎝便器の前方㎝ | 適否 |  |
| イ－2　設備機器類を適切な位置・高さに配置(設置設備) (ｲ) 腰掛け便座 (ﾛ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ﾊ) 洗浄装置 (ﾆ) 鏡 (ﾎ) 洗面器 (ﾍ) 操作容易な水栓器具　(ﾄ) 非常通報装置　(ﾁ) 施錠装置　(ﾘ) ペーパーホルダー | (設置設備） | 適否 |  |
| ロ－1　出入口の有効幅員80㎝以上 | （有効幅員） 　　　　 ㎝ | 適否 |  |
|  |  | ロ－2　車いす使用者に支障となる段の禁止 |  | （段差処理） | 適否 |  |
|  |  | ハ　戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能 |  | （開閉方法） | 適否 |  |
|  |  | ニ　出入口付近に多機能便房の表示 |  | （表示方法） | 適否 |  |
|  |  | ホ　洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保 |  | （高さ）　　 ㎝（下部空間の寸法）　　　 ㎝ | 適否 |  |
|  | 第１の５の(2)　一般便所 | 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置（当該便所内に(1)の便房を設ける場合を除く。） | （設置数）　　男子用　　女子用 | 適否 |  |
|  | 第１の５の(3)　男子用小便器 | 　男子用小便器は、両側手すり付きの床置式・壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設置 | （設置数）（便器形式） | 適否 |  |
|  | 第１の５の(4)　便所内の洗面器の構造 | イ　カウンター埋込み式又は手すりの設置 (多機能便房内のものを除く。) | （構造） | 適否 |  |
|  | ロ　レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置 |  | （構造） | 適否 |  |
| ３　駐　車　場 |
| 　 | 区画数が３０未満の駐車場 | 　次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置 |  | （設置数）区画 | 適否 |  |
| イ　公園出入口に最も近い位置に設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　区画の幅は350㎝以上 |  | （区画の幅） ㎝ | 適否 |  |
| ハ　床面は、平坦とし、水はけの良い構造 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| 区画数が３０以上の駐車場 | 次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置 | （設置数）区画 | 適否 |  |
| イ　公園出入口に最も近い位置に設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　区画の幅は350㎝以上 |  | （区画の幅）㎝ | 適否 |  |
| ハ　床面は、平坦とし、水はけの良い構造 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ニ　車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示 |  | （標示方法）(高さ） ㎝ | 適否 |  |
| ホ　主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置（道等から視認できる場合を除く。） |  | （標示方法）（高さ）　　 ㎝ | 適否 |  |
| ４　案内板等 | 　案内板等を設ける場合は、別表第２第１の16に定める構造 |  | （設置場所） | 適否 |  |
| 第１の１６ | 第1の16のイ　位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮 | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | 第1の16のロ　点字による表記等、視覚障がい者が円滑に利用できる構造（案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合を除く。） |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | 第1の16のハ　多機能便房のある便所、エレベーター等、車いす使用者用駐車区画の位置を表示 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | 第1の16のニ　必要に応じてローマ字又は絵による表示 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ５　附帯設備 | 　ベンチ、野外卓、水飲場等を設ける場合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造 |  | （講じた措置） | 適否 |  |